

規制シート(様式)

190196101910001

平成28年12月22日

規制の名称	宅地造成等規制法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号) 宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号) 宅地造成等規制法施行規則(昭和37年2月20日建設省令第3号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	都市局都市安全課 課長 河野 俊郎
規制目的	宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与すること		
規制内容の概要	宅地造成工事規制区域内において宅地造成に関する工事を行おうとする者(造成主)は、当該工事に着手する前に、都道府県知事(政令市、中核市及び施行時特例市の場合はその長)の許可が必要。	関連する予算	—
規制の最近の 改廃経緯	過去の集中豪雨や地震等の災害を踏まえ、平成19年に施行令を改正し、宅地造成に関する工事の技術的許可基準に内容を追加(排水施設として地下水を排除する工法及び盛土の締固め等を確実に施工する旨を明記)。	関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	本規制は過去の災害による被害実態を踏まえて定められたものであること、またその技術的許可基準の妥当性については東日本大震災における宅地被害を基に検証し宅地災害の防止に有効であることが確認されていることから、規制を維持するものとする。 なお、本規制に基づく許可基準に係る技術的助言及びその参考資料について、平成26年より見直しを進め、本年度以降にとりまとめを予定しているところ。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		